平成２４年（フ）第２１２号
東京都府中市白糸台４丁目19番地の１丸玉屋小勝ビル402
債務者　山ノ内英文
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６９号
静岡県藤枝市藤岡３丁目２番６号
債務者　神谷忠一郎
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２４号
東京都東村山市栄町３丁目15番地栄町３丁目第２アパート１―105
債務者　佐藤　晏敏
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1093番地59
債務者　ラボラトリーオブハイメディカルこと石井　一吉
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1093番地59
債務者　石井　清美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
栃木県那須塩原市鍋掛1087番地539　日新住宅１号
債務者　五十嵐郁弥
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５３号
栃木県宇都宮市江曽島町1295番地２　アタックスハイツ一里205号
債務者　遠藤　洋子（旧姓梅山）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２２２号
青森県弘前市城東中央３―３―９　レオパレス21フォーチュネイト107号、住民票上の住所千葉県船橋市北本町２丁目43番１―307号
破産者　内海　光義
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６８５号
埼玉県川口市並木２丁目31番３号グリーンパークウエスト７Ｅ、破産手続開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字南平野653番地１
破産者　渡邊　寿明
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
静岡県島田市川根町家山4168番地
破産者　中村　克也
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９２号
静岡県島田市岸町831番地　オークメント102号室
破産者　渡邉　智博
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６号
茨城県筑西市小栗1896番地５、開始決定時の住所茨城県筑西市下中山1089番地１　サンビレッジＢ101
破産者　中野　啓司
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７９５号
京都市伏見区新町14丁目283番地１
破産者　小西　年一
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
大分県杵築市大字八坂446番地
破産者　矢守勘一郎
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
宮崎市清武町今泉甲3632番地30
破産者　坂田　和彦
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９０号
宮崎市大坪西１丁目11番１号　市営住宅133棟４号
破産者　松本　明美
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３３号
宮崎市祇園２丁目123番地１　パシフィックレジデンス305号、申立時の住所宮崎市柳丸町81番地１　ル・グラン柳丸404号
破産者　黒木　弘子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係